

「なりわい再建支援補助金」第12次募集の受付を開始します

県では、令和6年能登半島地震で被災された中小企業等の早期の事業再建に向けて、被災した施設・設備の復旧に要する経費を支援する「なりわい再建支援補助金」の第12次募集の受付を10月1日（木）から開始します。

1 交付申請手続**(1) 申請受付期間**

令和8年10月1日（木）～令和8年10月30日（金）必着

(2) 申請書類

下記県ホームページから様式をダウンロード

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/nariwai.html>

(3) 提出方法（問い合わせ先）

郵送で、「新潟県なりわい再建支援補助金事務局」あてに提出

【新潟県なりわい再建支援補助金事務局】

〒950-0134 新潟市江南区曙町3-2-20 第一曙ビル2F

TEL：025-288-6035 ※受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く。）

2 申請受付の終了について

今回の募集をもって申請受付を終了いたします。補助金の活用を検討している方は、お早めにお申し込みください。

＜なりわい再建支援補助金の概要＞

補助対象者	中小・小規模事業者 ※中小企業支援法第2条第1項に規定する者等 中堅企業 ※資本金又は出資金が10億円未満の事業者
補助対象経費	資産計上されている施設・設備の復旧に要する経費
補助率	中小・小規模事業者：3／4、中堅企業：1／2
補助上限	3億円

＜本件についてのお問い合わせ先＞

地域産業振興課 小規模企業支援係

（担当）大平、早川

（直通）025-280-5235（内線）2760